特大車	ワ　普通貨物自動車（４車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が４以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ　連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ　大型特殊自動車	法第３条の大型特殊自動車
	タ　乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量８トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

別添１－２

車種区分	自動車の種類	定　義
普通車	イ　軽自動車	道路運送車両法（昭和26法律第185号。以下「法」という。）第３条に規定する軽自動車
	ロ　小型二輪自動車	法第３条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ　小型特殊自動車	法第３条に規定する小型特殊自動車
	ニ　小型自動車	法第３条に規定する小型自動車（ロに該当するものを除く。）をいい、専ら人を運搬する構造のものにあっては、乗車定員が10人以下のもの
	ホ　普通乗用自動車	法第３条に規定する普通自動車で、専ら人を運搬する構造のもののうち、乗車定員が10人以下のもの
	ヘ　普通貨物自動車（車両総重量８トン未満かつ最大積載量５トン未満のもので３車軸以下のもの）	法第３条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量８トン未満かつ最大積載量５トン未満のもので車軸数の合計が３以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が２のもの
	ト　乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量８トン未満のもの）	法第３条に規定する小型自動車又は普通自動車で、専ら人を運搬する構造のもの（乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量８トン未満のもの
	チ　けん引自動車が普通車（普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イ、ロ又はハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が１のものとの連結車両
	リ　普通貨物自動車（車両総重量８トン以上又は最大積載量５トン以上のもので３車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので４車軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量８トン以上または最大積載量５トン以上で車軸数が３以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項に定める限度以下で、車軸数が４のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（３車軸）
大型車	ヌ　乗合型自動車（路線を定めて定期に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量８トン以上のもののうち、道路運送法第４条に規定する許可を受けて同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして中日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第21条第２号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量８トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが９メートル未満のもの
	ル　けん引自動車が普通車又は大型車（２車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が２以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が１のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車で車軸数の合計が２のものと被けん引自動車で車軸数が１のものとの連結車両
特大車	ヲ　普通貨物自動車（４車軸以上のもの）	普通貨物自動車で車軸数の合計が４以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ　大型特殊自動車	法第３条に規定する大型特殊自動車
	カ　乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量８トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	ヨ　連結車両（その他）	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヌ又はルに該当するものを除く。）

別添２

大都市近郊区間

路線名	区間
第一東海自動車道	東京インターチェンジから 厚木インターチェンジまで
第二東海自動車道 横浜名古屋線	海老名南ジャンクションから 厚木南インターチェンジまで
中央自動車道富士吉田線	高井戸インターチェンジから 八王子インターチェンジまで
	東名ジャンクションから 中央ジャンクションまで